

Ⅲ. 住宅市場等の整備・活性化

1. ユニバーサルデザインのまちづくり

○利用者等の計画策定等への参加支援

地域住民、高齢者等の利用者、建築物の整備を行う者、地方公共団体などの多様な主体から構成される官民協働の協議会組織を、人にやさしいまちづくり事業に係る整備計画立案等の補助対象に追加する（国の直接補助）。

○市街地における道路空間等と一体となった移動ネットワーク形成

人にやさしいまちづくり事業において、一定の整備計画に基づいて行うスロープ等の高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設及びそれらと一体的に整備されるパブリックスペース（広場等）の整備を実施。

○建築物等のバリアフリー化の促進

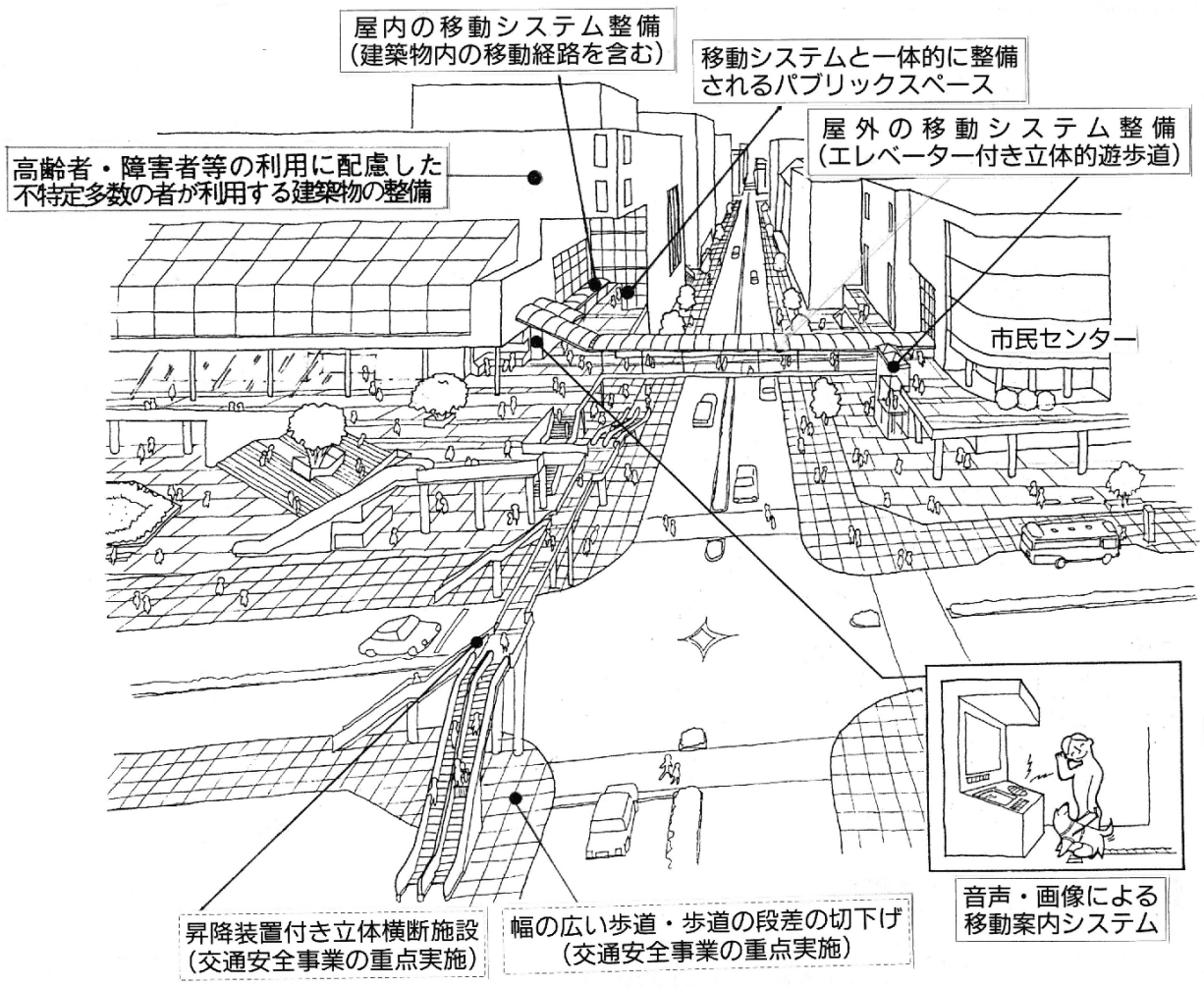
人にやさしいまちづくり事業において、不特定多数の者が利用するハートビル法認定建築物におけるエレベーター等の高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設及びそれらと一体的に整備されるパブリックスペース（ホール等）の整備を実施。

○計画開発住宅市街地の再生

ニュータウン等の計画開発住宅市街地をユニバーサルデザインの考えを踏まえた複合機能都市として再生するため、住宅市街地総合整備事業等を重点的に実施する。

○公共賃貸住宅におけるユニバーサルデザインの推進

公共賃貸住宅のバリアフリー化を進めるとともに、地域住宅交付金等を活用し、公共賃貸住宅の建替え等に際し、福祉施設等の併設を進め、高齢者等の地域の生活拠点としての整備を推進する。



屋内の移動システム整備
(建築物内の移動経路を含む)

移動システムと一体的に整備
されるパブリックスペース

高齢者・障害者等の利用に配慮した
不特定多数の者が利用する建築物の整備

屋外の移動システム整備
(エレベーター付き立体的遊歩道)

市民センター

昇降装置付き立体横断施設
(交通安全事業の重点実施)

幅の広い歩道・歩道の段差の切下げ
(交通安全事業の重点実施)

音声・画像による
移動案内システム